

年金給付の経過措置一覧（平成24年度）

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金										遺族厚生年金		
	資格期間	被用者年金の加入期間	厚年の中高齢加入期間	加入可能年数	配偶者の振替加算の乗率	配偶者の振替加算額(年額)(注1)	定額部分の読替	定額部分の参考単価 単価×読替率 (注3)		報酬比例部分の乗率 (1,000分の)				(男子) 支給開始年齢		(女子) 支給開始年齢		配偶者の加給年金額(年額)(含特別加算)(注2)	経過的寡婦加算額(年額)(注1)
								旧単価 1,676円	新単価 1,599円	旧乗率		新乗率		報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分		
										総報酬制前	総報酬制後	総報酬制前	総報酬制後						
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給されます。																	589,900円	
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	226,300円	1.875	3,143円	2,998円	10.00	7.692	9.500	7.308	60歳	55歳	226,300円	589,900円		
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	220,200円	1.817	3,045円	2,905円	9.86	7.585	9.367	7.205	〃	〃	〃	559,700円		
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	214,300円	1.761	2,951円	2,816円	9.72	7.477	9.234	7.103	〃	〃	〃	531,600円		
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	208,200円	1.707	2,861円	2,729円	9.58	7.369	9.101	7.001	〃	〃	〃	505,600円		
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	202,100円	1.654	2,772円	2,645円	9.44	7.262	8.968	6.898	〃	〃	〃	481,400円		
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	196,200円	1.603	2,687円	2,563円	9.31	7.162	8.845	6.804	〃	〃	〃	458,800円		
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	190,100円	1.553	2,603円	2,483円	9.17	7.054	8.712	6.702	〃	56歳	〃	437,700円		
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	184,000円	1.505	2,522円	2,406円	9.04	6.954	8.588	6.606	〃	〃	〃	417,900円		
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	178,100円	1.458	2,444円	2,331円	8.91	6.854	8.465	6.512	〃	57歳	259,600円	399,200円		
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	172,000円	1.413	2,368円	2,259円	8.79	6.762	8.351	6.424	〃	〃	〃	381,700円		
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	165,900円	1.369	2,294円	2,189円	8.66	6.662	8.227	6.328	〃	58歳	〃	365,200円		
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	160,000円	1.327	2,224円	2,122円	8.54	6.569	8.113	6.241	〃	〃	〃	349,600円		
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	153,900円	1.286	2,155円	2,056円	8.41	6.469	7.990	6.146	〃	59歳	〃	334,800円		
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	147,800円	1.246	2,088円	1,992円	8.29	6.377	7.876	6.058	〃	〃	〃	320,800円		
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	141,900円	1.208	2,025円	1,932円	8.18	6.292	7.771	5.978	〃	60歳	293,100円	307,600円		
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	135,800円	1.170	1,961円	1,871円	8.06	6.200	7.657	5.890	60歳	61歳	326,500円	295,000円		
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	129,700円	1.134	1,901円	1,813円	7.94	6.108	7.543	5.802	〃	〃	359,900円	275,300円		
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	123,800円	1.099	1,842円	1,757円	7.83	6.023	7.439	5.722	〃	62歳	393,200円	255,600円		
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	117,700円	1.065	1,785円	1,703円	7.72	5.938	7.334	5.642	〃	〃	〃	236,000円		
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	111,600円	1.032	1,730円	1,650円	7.61	5.854	7.230	5.562	〃	63歳	〃	216,300円		
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	105,700円	1.000	1,676円	1,599円	7.50	5.769	7.125	5.481	〃	〃	60歳	61歳	196,700円	
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	99,600円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	177,000円	
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	93,500円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	157,300円	
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	87,600円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	137,700円	
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	81,500円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	118,000円	
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.333	75,400円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	98,300円	
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	〃	〃	0.307	69,500円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	78,700円	
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	〃	〃	0.280	63,400円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	61歳	〃	〃	〃	59,000円	
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	〃	〃	0.253	57,300円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	39,400円	
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	〃	〃	0.227	51,400円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	〃	〃	19,700円	
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.200	45,300円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.173	39,100円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	〃	〃	〃	
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.147	33,300円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	61歳	〃	〃	〃	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.120	27,200円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃	〃	
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.093	21,000円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	〃	〃	
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.067	15,200円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	65歳	〃	〃	〃	〃	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	〃	〃	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃	
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和41年4月2日～	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	65歳	〃	〃	〃	

(注1) 老齢基礎年金の配偶者の「振替加算額」欄と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢でみます。

(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算額を加えた額となります。

(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。

旧単価 1,676円は平成16年改正後の経過措置による改正前の額、新単価1,599円は平成16年改正後の額1,628円に改定率(平成24年度は0.982)を乗じた額。